

松江市告示第 91 号

松江市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度実施要綱（平成 30 年松江市告示第 414 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 3 月 18 日

松江市長 上 定 昭 仁



様式第 4 号を次のように改める。

第 号

年 月 日

様

松江市長 氏 名 印

松江市住民票の写し等交付通知書

あなたの住民票の写し等を第三者等に交付しましたので、松江市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度実施要綱第7条の規定により通知します。

住民票の写し等の交付年月日	年 月 日
交付した住民票の写し等の種別及び通数	(通・件)
交付した住民票の写し等の 交付請求者の区分	☐ 本人等の代理人 ☐ 第三者(注1)

（注1）住民票の写し等の第三者請求について

住民票の写しや戸籍謄本等は、関係法令に基づき、第三者でも請求することができます。第三者とは、弁護士等の特定事務受任者（注2）や銀行・保険会社等の金融機関などであり、請求の事例は次のとおりです。

例1：金融機関が、債権回収や保険金支払いのために当事者の住民票の写し等を請求する。

例2：司法書士が、所有権移転登記申請代理業務のために被相続人や相続人の戸籍謄本等を請求する。

例3：行政書士が、遺産分割協議書作成のために被相続人や相続人の戸籍謄本等を請求する。

（注2）特定事務受任者とは弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士及び行政書士（各法人を含む。）をいいます。

(裏)

松江市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度について

- 1 この制度は、松江市において、事前の申し出により登録した者に係る住民票(除票を含む。)の写し、住民票記載事項証明書、戸籍の附票(除票を含む。)の写し、戸籍(除籍を含む。)謄抄本、戸籍(除籍を含む。)記載事項証明書(以下「住民票の写し等」という。)を第三者等(本人等(注)の代理人及び本人等以外の者(国又は地方公共団体の機関を除く。)をいう。以下同じ。)に交付した場合に、その交付した事実について通知する制度です。(第三者等からの交付請求を拒否したり、交付の可否を登録者に確認したりする制度ではありません。)

(注)本人等とは、住民票関係では「本人又は同一世帯に属する者」を、戸籍関係では「本人、本人の配偶者、直系尊属又は直系卑属」をいいます。

- 2 第三者等に対して、登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、登録者又は法定代理人に松江市住民票の写し等交付通知書を送付します。ただし、国又は地方公共団体の機関による請求や、裁判・紛争処理手続き等に係る請求の場合は通知の対象とはなりません。

- 3 松江市住民票の写し等交付通知書では、次の事項をお知らせします。

- (1) 住民票の写し等の交付年月日
- (2) 交付した住民票の写し等の種別及び通数
- (3) 交付した住民票の写し等の交付請求者の区分(代理人、第三者)

(注)この通知書に交付請求者の住所氏名等の個人情報に記載されません。通知のあった請求については、個人情報の保護に関する法律の規定により開示請求を行うことができます。ただし、開示できる個人情報は同法で認められる範囲内となります。

- 4 転出、転居等により、登録をした内容に変更が生じた場合は届け出が必要です。この届け出がなかった場合、通知が到着しないことがあります。
- 5 登録者が死亡、居所不明等により住民票が消除又は通知が返戻されたときは、登録を廃止します。
- 6 登録者名簿に登載されると、各種証明書のコンビニ交付サービスの利用ができなくなります。

附 則

この告示は、令和 6 年 3 月 18 日から施行する。